

板橋公園基本計画策定及び公民連携事業支援業務委託募集要項

1 件名

板橋公園基本計画策定及び公民連携事業支援業務委託

2 プロポーザル方式実施の要旨

より効果的・効率的に板橋公園を再整備するため、基本計画の策定と公民連携事業の検討・導入を併せて行います。専門的知識、技術を有する事業者からの区民ニーズ把握手法や民間活力導入に係る助言・提言を活かし、住民合意形成や事業公募のための市場調査等を実施します。多くの委託業者から多様な提案を求め、また、校正かつ公平な方法で、総合的な見地から本業務に最適な委託業者を選定します。

3 委託予定期間

令和4年11月下旬頃から令和7年3月31日

※ただし、契約期間は単年度とし、履行評価の結果に問題がない場合は最長令和7年3月31日まで契約更新を行います。

4 契約上限額

令和4年度 5,500,000円（消費税相当分含む）

令和5年度（予定） 18,000,000円（消費税相当分含む）

令和6年度（予定） 6,500,000円（消費税相当分含む）

5 委託内容

別紙「板橋公園基本計画策定及び公民連携事業支援業務委託仕様書」のとおり。

6 区が求める提案内容

別紙「提案事項」のとおり

7 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 提案金額が、合計額、各年度内訳ともに、契約上限額の範囲内であること。

8 提出書類

上記の参加資格要件を満たし、本委託業務に参加を希望する場合は、下記に従い必要書類

を提出してください。本説明書に様式の定めがあるものはこれを使用し、それ以外は任意とします。部数や内容、綴り方等については、別紙の提出書類一覧を参照してください。

(1) プロポーザル参加申込書（様式1）

(2) 提案書

(3) 提案書以外の審査書類

①各年度の見積書（内訳付）

②業務実施体制

③業務実績票（様式2）

平成29年4月1日以降、官公庁発注の以下業務と同一案件の業務を受注したことがある場合、実績票（様式2）と契約書の写しを提出してください。（現在進行中の業務も含まれます）。また、受注とは別に主任技術者の実績がある場合も、実績票（様式2）に記入して提出してください。

- ・公園整備基本計画等策定業務
- ・公園整備に伴う住民合意形成業務
- ・公園整備に伴う公民連携事業公募支援業務

④会社概要

⑤財務諸表（損益計算書、貸借対照表）

⑥法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

⑦審査結果通知送付用封筒

（長3封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、84円の切手を貼付してください。）

9 書類の提出方法等

(1) 提出期限

令和4年10月21日（金）17時必着

(2) 提出方法

持参または簡易書留にて提出してください。※電送不可

(3) 提出先

土木部みどりと公園課公園計画係（南館5階23番窓口）

※土日、祝日の提出はできません。提出書類は返却しません。

(4) 費用

本プロポーザル方式に関する経費については全て参加者の負担とします。

(5) 注意事項等

- ・提案書は原則A4サイズで作成し、ページ番号を付番してください。
- ・提案書は色の指定、両面・片面印刷、印刷方向等の指定はありません。
- ・見積書及び提案書の再提出及び記載内容の変更は認めません。

10 選定方法及び審査項目・基準

事業者の選定にあたっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施します。

(1) 1次審査（書類審査）

① 選定方法

参加資格要件を満たしているかを審査します。申込者が5者を超える場合は、審査項

目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞ります。

② 審査項目及び審査基準

別紙「1次審査表」のとおり

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

① 選定方法

提案書をもとにプレゼンテーション（発表：25分程度、質疑応答20分程度を予定）をしていただき、提案採用者を決定します。なお、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としません。

プレゼンテーション当日の説明資料は提案書のみとなります。追加資料の配布やプロジェクター等の機器使用はできませんので、ご注意ください。

② 審査項目及び審査基準

別紙「2次審査表」のとおり

11 質問及び回答

質問はメールで受け付け、全ての事業者が確認できるようホームページにて回答します。質問期限、質問送付先メールアドレスについては下記スケジュール、問い合わせ先を参照してください。質問は下記日程のみです。2次審査への質問がある場合も下記日程でお願いいたします。

12 スケジュール

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 公募期間（申込受付期間） | 令和4年10月7日（金）から 令和4年10月21日（金）17時まで |
| 質問期限 | 令和4年10月13日（木）17時まで |
| 質問の回答 | 令和4年10月17日（月）17時頃回答予定 |
| 1次審査結果通知 | 令和4年10月26日（水） |
| 2次審査（プレゼンテーション） | 令和4年11月2日（水） |
| 2次審査結果通知・公表 | 令和4年11月7日（月）予定 |

13 プロポーザル方式結果の公表について

2次審査終了後に、2次審査の審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。また、提案採用者については、事業名、提案価格も公表します。

14 予算措置について

本プロポーザル方式案件の令和5年度業務については、令和5年度予算の成立（板橋区議会では3月下旬議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合には令和5年度の契約締結を行わない場合がありますので、ご了承ください。令和6年度業務についても同様です。

15 提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続き以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1

項第1号から第6号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

16 その他

受託者が個人情報を取り扱う場合は、東京都板橋区個人情報保護条例の規定により、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会の承認が必要です。受託者は、同審議会で承認された際の個人情報保護措置を遵守してください。

17 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所土木部みどりと公園課公園設計係 担当：千葉、杉本

電話番号：03-3579-2531

@E-mail：d-kkeikaku@city.itabashi.tokyo.jp